

# 岐阜県公報

第 二 千 二 百 七 十 七 号  
平 成 二 十 三 年 八 月 二 十 六 日

( 金 曜 日 )

## 目 次

### 告 示

有害興行の指定 (男女参画青少年課) 三五六  
 介護扶助を担当させる居宅介護事業者等の指定 (地域福祉国保課) 三五六  
 森林病害虫等防除法に基づく命令の内容となる事項の公表 (森林整備課) 三五八  
 保安林に指定する予定である旨の通知 (治 山 課) 三五九

### 選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会) 三五九  
 政治団体の異動事項の公表 (同) 三六〇  
 解散届が提出された政治団体の名称等の公表 (同) 三六〇  
 指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表 (同) 三六一  
 指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表 (同) 三六一

### 監査委員告示

定期監査の結果 (監 査 委 員) 三六一

### 公 示

平成二十二年度財団法人道府県会館災害共済事業等経営  
 状況 (管 財 課) 三六四  
 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (商業流通課) 三六四  
 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 (同) 三六七  
 保安林に指定する予定である旨の通知 (治 山 課) 三六七

## 正 誤

保安林に指定する予定である旨の通知中訂正

( 治 山 課 ) 三六七

告示

岐阜県告示第四百五十九号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第二十七号）第十条第一項の規定により次のものを有書興行として指定した。

平成二十三年八月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種別	題名	内容	備考
映画	〇〇適齢期	おしゃぶり回線中	株式会社映画
	夏の愛人	おいしい男の作り方	新田本映画
	女貞剣師	色仕掛け乱れ指	トービー映画
	ムルドラック・スクランブル	圧縮完全版	アニメックス
	婚前だし	米熱な腰つき	トービー映画

居宅介護事業者等の名称  
 株式会社デイサービスセンター野のはな  
 株式会社デイサービスセンター野のはな  
 株式会社アリエス  
 株式会社アリエス  
 株式会社サンポーコーポレーション  
 株式会社サンポーコーポ

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地  
 可児市今渡二七一  
 可児市今渡二七一  
 可児市下恵土字広瀬六一〇四  
 可児市下恵土字広瀬六一〇四  
 岐阜市西荘三二二  
 岐阜市西荘三一〇

サービスの種類  
 通所介護  
 通所介護  
 通所介護  
 通所介護  
 通所介護  
 介護予防

指定居宅介護事業所等の名称  
 デイサービスセンター野のはな  
 デイサービスセンター野のはな  
 アリエス  
 アリエス  
 デイサービスセンターさんぽ  
 デイサービスセンターさんぽ

指定居宅介護事業所の所在地  
 可児市今渡二七一  
 可児市今渡二七一  
 可児市下恵土二八七四  
 可児市下恵土二八七四  
 本巣郡北方町高屋白木二二四  
 本巣郡北方町高屋白木二二四

指定年月日  
 平成二三・四・一一  
 同  
 同  
 同  
 平成二三・四・一一  
 同

2 指定年月日  
 平成23年8月26日

3 指定理由  
 著しく性的感傷を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第四百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年八月二十六日

岐阜県知事 古田 肇



医療法人I K E D A 一 一 揖斐郡池田町八幡一〇 訪問リハビリテーション

医療法人I K E D A 一 一 揖斐郡池田町八幡一〇 居宅療養管理指導

医療法人I K E D A 一 一 揖斐郡池田町八幡一〇 介護予防訪問看護

医療法人I K E D A 一 一 揖斐郡池田町八幡一〇 介護予防訪問リハビリテーション

医療法人I K E D A 一 一 揖斐郡池田町八幡一〇 介護予防居宅療養管理指導

株式会社かわしま調剤 一 一 各務原市川島松原町三 介護予防居宅療養管理指導

医療法人人生仁会 五 五 高山市国府町村山三三 訪問看護

医療法人人生仁会 五 五 高山市国府町村山三三 介護予防訪問看護

有限会社テクニカルファーマ 三 三 三重県伊賀市上野車坂町六五五 六五五 居宅療養管理指導

株式会社せいぶ介護センター 大垣市島町二四九 一 居宅介護支援事業

岐阜県告示第四百六十一号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

平成二十三年八月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 区域及び期間

1 区域

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加

茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、本巢市、郡上市、下呂市、海津市、養老郡養老町、不破郡垂井町及び関ヶ原町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町、加茂郡坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村並びに可児郡御高町一円

2 期間  
平成二十三年十月一日から一年間

二 森林病虫害等の種類  
松くい虫

三 行つべき措置の内容  
松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。）は、松くい虫を防除し、検査した後でなければ移動させないこと。ただし、特別伐倒駆除を行う場合であつて、事前に移動場所、期間、数量及び駆除予定時期を、伐採木等の所在する地域を所管する農林事務所長に届け出て承認されたときは、この限りでない。

四 命令をしようとする理由  
一の一の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、一の一の区域及びその周辺の松林に損害を与えるおそれがあるため。

五 その他  
一の一の区域内において三に掲げる伐採木等を所有する者は、この公表の告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって、三に掲げる伐採木等の所在する地域を所管する農林事務所を経由して知事に不服を申し立てることができる。

岐阜県告示第四百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年八月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市漆垣内町一六六、一六八の一、一六八の一五、一六九の一、一七〇の一、一七一の一、一七二の一、一七二の四、一七二の七、一七三の一、一七三の二、一七四の一、一七四の二、一七五の一から一七五の三まで、一八〇

二 指定の目的  
土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件  
（一）立木の伐採の方法  
1 主伐は、択伐による。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**選挙管理委員会告示**

岐阜県選挙管理委員会告示第八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十三年八月二十六日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
黒岩千泰後援会	黒岩千泰	黒岩宮子	加茂郡八百津町八百津 8257 2
杉本まゆみ後援会	杉本真由美	杉本真由美	本巣郡北方町高屋 1578 1
中村かずゆき後援会	中村員之	中村源	本巣郡北方町朝日町 1 8

岐阜県選挙管理委員会告示第八十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十三年八月二十六日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大松利幸

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党岐阜県看護連盟支部	主たる事務所の地	岐阜市宇佐南 4 7 16	岐阜市数田南 5 16 13
自由民主党岐阜県第四選挙区支部	主たる事務所の地	高山市馬場町 2 33	高山市岡本町 2 1 6
自由民主党美濃加茂市支部	会計責任者	村瀬正樹	森弓子
浅野常夫を育てる会	会計責任者	浅野真悟	浅野裕次
可児の元気！『小原尚を育てる会』	代表者	熊谷豊一	玉置直根
川上たかひろ後			

援会	代表者の事務所所在地	野村邦雄	伊藤清信
岐阜県看護連盟	主たる事務所	岐阜市宇佐南 4 7 16	岐阜市数田南 5 16 13
下田金子一義後援会	会計責任者	今井政嘉	興田幸宏
中村たつおを育てる会	会計責任者	高木邦彦	奥田健世
野田聖子後援会連合会	会計責任者	嶋徳之	小増山千代久
渡辺友三後援会	会計責任者	筒井隆夫	渡辺忠男

岐阜県選挙管理委員会告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体解散届が提出されたので、同法第三項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十三年八月二十六日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大松利幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政党の名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
大野信彦後援会	大野信彦	水野洋之	土岐市泉町定林寺600 2	平成23年7月28日			
小倉とみえ後援会	大野好秋	苗代恵美	恵那市大井町891 5	平成23年8月7日			
近藤武男後援会	近藤武男	近藤武男	岐阜市東改田再勝226	平成23年6月30日			
早川文人後援会	山内守	早川政彦	可児郡御嵩町伏見751 3	平成23年7月24日			
敏政会	中嶋敏明	丹羽美弘	中津川市加子母1258	平成23年7月14日			
前島ちとせ後援会	前島ちとせ	近田隆次	加茂郡七宗町中麻生1704 3	平成23年7月10日			
若尾円三郎を育てる会	若尾円三郎	古根賢一	多治見市小名田町3 199	平成23年1月10日			

岐阜県選挙管理委員会告示第八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十三年八月二十六日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大松利幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
杉本 真由美	北方町議会議員	杉本まゆみ後援会	本巣郡北方町高屋1578 1	杉本 真由美

岐阜県選挙管理委員会告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十三年八月二十六日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大松利幸

若尾 円三郎	多治見市議会議員	若尾円三郎後援会	多治見市小名田町3 199	若尾 円三郎
--------	----------	----------	---------------	--------

--	--	--	--	--

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
大野 信彦	土岐市長	大野信彦後援会	土岐市泉町定林寺600-2	大野 信彦
近藤 武男	岐阜市議会議員	近藤武男後援会	岐阜市東改田再勝226	近藤 武男
中島 敏明	中津川市議会議員	敏政会	中津川市加子母1258	中島 敏明
若尾 円三郎	岐阜県議会議員	若尾円三郎を育てる会	多治見市小名田3-199	若尾 円三郎

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第四項の規定により平成二十三年六月一日から同年六月三十日まで執行した定期監査の結果は、次のとおりである。

平成二十三年八月二十六日

村下 貴夫  
大野 泰正  
藤野 誠雄  
井戸 正子  
石井 直子

第1 監査実施機関数

監査実施機関数		監査結果件数		
指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項	本課検討

知事直轄	1		1	1		1	
総務部							
総合企画部	1						
環境生活部							
健康福祉部	5		3	4		4	
商工労働部							
農政部	4	1	1	6	2	4	
林政部							
県土整備部							
都市建設部	1		1	1		1	
ぎふ清流国体推進局							
振興局							
教育委員会	16	7	8	21	8	13	
警察本部	3		2	2		2	
その他							
合計	31	8	16	35	10	25	

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、重大と認めた事項
  - ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項のうち、指摘事項を除いた事項
  - ・ 本課検討事項 現地機関を所管する課に対して、検討を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」は、同時に指導がされた場合を含む。

第2 監査結果

監査の結果、24 機関において、10 件の指摘事項及び25 件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対し是正又は改善を求めた。

1 知事直轄

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
-------	-------	------	------



消防学校	平成23年 6 月10日	なし	1件
------	--------------	----	----

2 総合企画部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
東京事務所	平成23年 6 月17日	なし	なし

3 健康福祉部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
多治見看護専門学校	平成23年 6 月15日	なし	なし
精神保健福祉センター	平成23年 6 月7日	なし	1件
食肉衛生検査所	平成23年 6 月8日	なし	2件
身体障害者更生相談所	平成23年 6 月7日	なし	1件
知的障害者更生相談所	平成23年 6 月7日	なし	なし

4 農政部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
揖斐農林事務所	平成23年 6 月16日	なし	3件
東濃農林事務所	平成23年 6 月15日	なし	なし
農業技術センター	平成23年 6 月2日	2件 県有自動車の処分事務が不適正旅費の過大支給	1件
病害虫防除所	平成23年 6 月2日	なし	なし

5 都市建築部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項

東部広域水道事務所	平成23年 6 月13日	なし	1件
-----------	--------------	----	----

6 教育委員会

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
揖斐高等学校	平成23年 6 月16日	旅費の過大支給	1件
大垣商業高等学校	平成23年 6 月3日	なし	1件
大垣工業高等学校	平成23年 6 月3日	なし	1件
海津明誠高等学校	平成23年 6 月3日	なし	1件
八百津高等学校	平成23年 6 月9日	雑入（電気料金実費）の過大徴収請求書の受領遅延	2件
東濃実業高等学校	平成23年 6 月9日	公務外の出張に対する旅費支給	なし
可児工業高等学校	平成23年 6 月9日	雑入（電気料金実費）の過大徴収	なし
瑞浪高等学校	平成23年 6 月13日	質借契約において、契約条件を誤認し締結	1件
恵那農業高等学校	平成23年 6 月14日	なし	1件
坂下高等学校	平成23年 6 月14日	雑入（電気料金実費）の徴収不足	なし
中津商業高等学校	平成23年 6 月14日	公務外の出張に対する旅費支給	1件
岐阜盲学校	平成23年 6 月7日	なし	1件
岐阜本巣特別支援学校	平成23年 6 月2日	なし	なし
大垣特別支援学校	平成23年 6 月8日	なし	1件
海津特別支援学校	平成23年 6 月3日	なし	1件

恵那特別支援学校	平成23年6月14日	なし	1年
----------	------------	----	----

7 警察本部

実施機関名	実施年月日	実施事項	
美濃警察署	平成23年6月8日	なし	1年
岐阜警察署	平成23年6月2日	なし	なし
北方警察署	平成23年6月10日	なし	1年

公 示

平成二十二年財団法人都道府県災害共済事業等経営状況

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十二条の第二項の規定により財団法人都道府県会館から平成二十二年財団法人都道府県災害共済事業等経営状況について次のとおり通知があったので、同条第三項の規定により公表する。

平成二十三年八月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 災害共済事業
  - 1 共済基金分担金その他収入 二、五三八、五二九、二七二円
  - 2 災害共済金その他支出 一、九一七、八七三、三三〇円
  - 3 期末正味財産 四、四八九、二一八、六〇九円
- 二 機械損害共済事業
  - 1 共済基金分担金その他収入 一、〇八三、六八四、九九七円
  - 2 災害共済金その他支出 七三九、五七一、四四四円
  - 3 期末正味財産 四一六、七〇五、七二八円

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年八月二十六日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。  
また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年八月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成二十三年八月十二日
  - 二 届出者の氏名又は名称 株式会社ヒマラヤ
  - 三 建物の名称及び所在地 ヒマラヤ本館 岐阜市江添一丁目四番六号 外
  - 四 変更した事項
    - 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
（変更前）株式会社ヒマラヤ 代表取締役 小森裕作  
（変更後）株式会社ヒマラヤ 代表取締役 野水優治
    - 大規模小売店舗の変更の届出に関する件
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。
- なお、その変更届出書等は平成二十三年八月二十六日から四月間岐阜県商工労働部商

業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年八月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年八月十二日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ヒマラヤ

三 建物の名称及び所在地

ヒマラヤ可児店

可児市今渡字池下一一七八番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヒマラヤ 代表取締役 小森裕作

(変更後) 株式会社ヒマラヤ 代表取締役 野水優治

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年八月二十六日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年八月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年八月十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ファミリースーパーマルキ

三 建物の名称及び所在地

パロー高富北店

山県市東深瀬平柳一〇九番地二 外

四 変更した事項

建物設置者の代表者の氏名及び所在地

(変更前) 代表取締役 山田彰

(変更後) 代表取締役 田代正美

大規模小売店舗の名称

(変更前) ファミリースーパーマルキ高富店

(変更後) パロー高富北店

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年八月二十六日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年八月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年八月十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ファミリースーパーマルキ

三 建物の名称及び所在地

パロー関稲口店

関市稲口字吉町田六二三番 外

四 変更した事項

建物設置者の代表者の氏名及び所在地

(変更前) 代表取締役 山田彰

(変更後) 代表取締役 田代正美

大規模小売店舗の名称

(変更前) ファミリースーパーマルキ稲口店

(変更後) パロー関稲口店

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年八月二十六日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年八月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年八月十二日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ヒマラヤ

三 建物の名称及び所在地

ヒマラヤ本館

岐阜市江添一丁目四番六号 外

四 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 四五〇台

(変更後) 四六七台

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年八月二十六日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年八月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年八月十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ファミリースーパーマルキ

三 建物の名称及び所在地

パロー関稲口店

四 変更しようとする事項

関市稲口字吉町田六二三番 外

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前九時三〇分

(変更後) 午前九時

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前六時から午後七時  
(変更後) 午前六時から午前四時

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び同条第二項の規定により意見書の提出があつたので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十三年八月二十六日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十三年八月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称)ゲンキー高山国府店  
高山市国府町広瀬町一六三九番一 外

二 意見の概要

高山市長の意見

・店舗敷地への出入口が交差点に近く、周辺に商業施設が立地していることから交通の集中による混雑も考えられるため、必要に応じて交通整理員の配置や誘導看板の設置など、円滑な道路交通の確保に努めること。また、店舗敷地は通学路に隣接していることから、車両等の通行に際しては、生徒の安全確保に配慮すること。

・騒音の発生や影響が小さくなるよう、不必要なアイドリングや荷さばき作業時における騒音の発生を抑制するよう来店者・従業員・関係事業者への周知・教育に努めること。

(届出事項 新設)

保安林に指定する予定である旨の通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定による通知について、相手方の所在が不明であるので、同法第八十九条の規定によりその通知の内容を高山市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を公示する。

平成二十三年八月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 所在が不明な相手方の登記簿上の住所及び氏名

高山市松之木町一一九番地の二 無限責任大八信用販売購買利用組合

二 通知の要旨

平成二十三年八月二十六日付け岐阜県告示第四百六十二号により、森林が保安林に指定される予定である。

正 誤

(原稿誤り)

平成二十三年七月二十九日第二千二百六十九号 保安林に指定する予定である旨の通知(岐阜県告示第四百九号)三百六頁上段前から七行目中「中津川市落合字横挽一三五八二一」は、「中津川市落合字横挽一三五八の二一」の誤り。

平成二十三年八月二十六日発行

発行者

岐阜県庁  
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ  
—  
ブイ・アール・テクノセンター